学校選択制を全面的に見直します。

平成16年度から導入した「学校選択制」は、一定の成果を得た一方で、「学校と地域との関係の希薄化」や「学校の適正規模の確保」などの課題が見られました。

そこで、三郷市教育委員会では、様々な分野からのアンケート調査や意識調査、意見聴取等を行い検討した結果、**平成24年度入学生から学校選択制を廃止**することとしました。

それに伴い<u>指定校変更許可基準(学校の変更を認める基準)の拡充</u>を行い、学校の変更について弾力的に取り扱うこととしました。

●学校選択制見直し(案)

(見直しの方針)

- ①平成24年度からの入学及び転入、転学にあたっては、通学区域指定校を原則とします。
- ②<u>指定校変更許可基準</u>を拡充し、学校の変更について弾力的に取り扱います。 学校の変更は保護者からの申請に基づき認めます。
- ③指定校の変更を許可することにより、学校運営上や施設上に支障がある場合は、 受け入れを制限します。
- ④指定校以外に通学する場合の通学方法は徒歩(小学校は集団登校)や公共交通機関 を原則とします。
- ⑤平成23年度までに学校選択制により入学した児童生徒に対しての運用方針を定めます。

(指定校変更許可基準の拡充事項)

- ①通学距離・通学の安全→通学距離が指定校より近く、通学の安全が保てる場合
- ②<u>中学校入学</u>→中学校入学が2校以上に分かれる小学校でそのどちらかの学校を希望する場合(入学時のみ適用)
- ③部 活 動→通学区域指定校に入部したい部活動がない場合(中学校:入学時のみ適用)
- ④学年途中の転居→転居後も在籍校に通学を希望する場合

小学校 5, 6年生→卒業まで 中学校→卒業まで

(制度廃止に伴う運用方針)

- ①平成23年度までに学校選択制を利用した児童・生徒は、入学した学校へ卒業まで引き 続き通学できます。
- ②平成23年度までに学校選択制を利用した兄・姉が在学中で、弟・妹がその学校を<u>希望</u> する場合は同じ学校に入学できます。
- ③平成23年度までに学校選択制を利用して小学校に入学した児童がその小学校の通学 区域の中学校への入学を希望する場合はその中学校に入学できます。
- ④学校選択制を利用して入学した児童・生徒が通学区域指定校に変更を<u>希望する場合は</u>学校の変更を認めます。(平成23年度中に申し出た場合)

【問い合わせ先】

三郷市教育委員会 学務課 教育環境整備担当

TEL 048-953-1111 (代表) 内線4445 048-930-7756 (直通)

e-mail gakumu@city.misato.lg.jp

「学校選択制見直し (案)」に対するパブリック・コメントの意見について

- ○実施期間 平成23年2月21日~平成23年3月22日
- ○意見の提出状況

提出人数 12人 (メール:8人、FAX: 2人、郵送:2人)

○寄せられたご意見

意見等の概要 立場: 平成24年度入学予定児童の保護者 学区:後谷小学区、区分:小学校 丹後小が明らかに近く、近所のほとんどが | 示ししました。しかし、学校選択制で得られた事 丹後小に通っている。後谷小は学区割に問 題があり、丹後小を選択する人数が多い。 私も仕事をしているため、小学校の行事 等を祖母に頼むことが多い。 ※意見者は、早稲田6丁目(丹後小目の ≪参考≫ 前の早稲田団地在住) 立場: 平成24年度入学予定児童の保護者 学区:後谷小学区、区分:小学校 閉所時間と場所を考慮して、現在保育所に 通っているが、保育所で後谷小学区の予定 | 希望する場合(小学校5,6年生→卒業まで) 児童はいるが、みんな兄弟がいて丹後小に 入学してしまう為、入学するのは1人しか の就労関係など)があります。パブリック・コメント いない。しかも絶対的に人数が少ないので | 資料(指定校変更許可基準(新旧対照表))を 児童クラブの人数も少なくなる。 ご覧ください。 制度がなくなると知っていたら、自宅の場 ○運用方針 所や保育所の選択も異なっていたと思う。 できる。 立場:在学中保護者、学区:瑞木小学区 3 (丹後小在学) 区分:小・中学校 上の子が小学校2年生のときに現在の住 所に転居してきて、地域の方たちとの付き 合いが密で、本人の強い希望と通学可能と 判断して転校はしないで学区外で通学し る。 ている。中学校も選択可能も視野に入れ て、長期的に選択で決定したので、せめ て小学校の選択制を行った学年までカ 出た場合) バーする方法や学区外入学者の条件拡 張検討をお願いしたいと思います。

市の考え方

今回、「学校と地域の関係」や「学校の適正規 模」の観点で検討を行い、今回の見直し案をお 項もあることから指定校変更許可基準の拡充を 行い、学校の変更については弾力的に取り扱う こととしております。また、制度を廃止した場合 の運用方針も定めております。

- ○拡充事項(小学校)
- ①通学距離・通学の安全→通学距離が指定校 より近く、通学の安全が保てる場合
- ④ 学年途中の転居→転居後も在籍校に通学を ※その他、理由により認められる場合(保護者
- ①現在の通学校には、卒業まで引き続き通学
- ②兄・姉が在学中の場合で、希望する場合は 同じ学校に入学できる。
- ③現在、通学している小学校の通学区域の中 学校へ希望する場合はその中学校に入学でき
- ④通学区域の学校に戻りたい場合は 学校の変更を認める。(平成23年度中に申し

立場:不明

学区:後谷小学校、区分:小学校 指定校変更許可基準の通学距離・通学の 安全について。学区を丁目で区切ってしま うと、学校の目の前に住んでいるにもかか わらず、遠方の学校へ行かなくてはなりま せん。選択制により、近隣の児童と違った 学校へ行く事にもなり、通学班も構成出来 ず、また近所の子供達との交流も絶たれま す。昨今の児童を狙った犯罪や震災等の事 情からも、通学距離は優先して欲しいと思

1~3と同様

立場:未就学児保護者 5

います。

学区:早稲田小学区、区分:小学校 ①早稲田小は北中と早稲田中に分かれ、 早稲田中は出身小学校が丹後小、前間 小、後谷小なので、仲間に入りづらい。 ②線路下のトンネルが通学路について、 暗くて怖い、歩道が狭く自転車とのすれしたって、参考とさせていただきます。 違う時に危険。車の音も大きく、毎日通 るのは不快。

排気ガスの多いトンネルを通らせたく ない。以上の理由から、選択制ではなく、 学区変更を要望する。線路から北側は丹 後小学校など。

教育委員会では、学校選択制見直しの他に 通学区域の見直しを通学区域編成審議会に諮 問して、見直しを検討しており、平成23年12月 ごろの答申予定です。

②のご意見については、今後の方針決定に当

立場:在学中保護者 6

学区:鷹野小学区(前川中学区)

区分:中学校

鷹野小は、ほとんどが南中に入学して、 前川中学区は人数が少ないので、同じ学校

に行けるようにして欲しい。

今回のご意見は、中学校の指定校変更許可基 準の拡充事項の項目となっております。

今後の方針決定に当たって、参考とさせていた だきます。

立場:地域関係者 今後の方針決定に当たって、参考とさせていた 学区:前間小学区、区分:小学校 だきます。 学校教育及び運営上に混乱と問題が生じ ②については、昨年策定した「三郷市立小中学 ている。学校にとっては児童生徒数が想定 校教育環境整備計画」の「小中学校の適正規 (計画見込み)よりも多過ぎても、少な過 模・適正配置にむけての具体的方策」として謳 ぎても同じように問題が発生しており、関 われており、教育委員会としては、慎重に判断 係者が対応に苦慮しているのが現状です。 してまいります。 早急に以下の対応についてお願いします。 ①H24年度より実施の新学区制の発表 (通学者の目線に立った見直し案) ②小学校の年度別統廃合計画の作成 (1学年2学級を基準として) 8 立場:不明 学区:不明、区分:中学校 友達と別れることにならないように2校 以上に分かれる場合に選択できる今回の 対応に賛成します。 立場: 平成24年度入学予定児童の保護者 今回、「学校と地域の関係」や「学校の適正規 学区:前間小学区、区分:小学校 模」の観点で検討を行い、今回の見直し案をお 学区の小学校は、1年生から6年生の人数 | 示ししました。しかし、学校選択制で得られた事 が少なく、可哀想です。 項もあることから指定校変更許可基準の拡充を 学校選択制は、必要だとも思いますが、選 行い、学校の変更については弾力的に取り扱 ばれなかった学校に通わざる負えない いするとしております。 子ども達もいることを考えて欲しいです。 なるべく多くの友達と遊ばせてあげたい というのが、母親の正直な気持ちです。

この問題は今後も色々話し合って決めた 方がよい問題だとは思いますが、母親とし て、学区制に戻ってくれればと思います。 10 立場:市内小学校在籍児童

学区:北郷小学校、彦糸中学区

区分:小・中学校

学校選択制を見直すのは賛成である。
しかし、中学校の選択制廃止は反対。
中学校は、部活動以外にも選ぶ基準がある
と考える。(少人数学級が良い等)
制度の導入目的から考えると「学校の適正
規模確保」というだけで希望の中学校に行

けないのは、あまりにも不条理である。

11 立場:市内在住者

学区: 彦郷小・彦糸中学区

区分:小・中学校

そもそもこの制度は誰の為のものか。より 良い教育環境を提供するという趣旨から も児童生徒の為のものではないのか。各ア ンケート結果をみても、教育委員会や学校 関係者のために廃止をするとしか思えな い。選択制を利用したくなければしなけれ ばいいのだから、利用したい児童生徒のた めに制度を残すべき。

12 立場:在学中保護者

学区: 栄中学校(前川中在学)

区分:中学校

小学校の選択制の必要性はどうかと思う。 中学校の選択制は、いじめの問題、部活動 などで良い面もある。

学校公開等で自分の目で確かめて学校を 決定した。今では自分で選んだ学校なので 充実した日々を送っています。

学校選択制は、今までどおり、学区を残しながら続けて欲しい。

学校選択制は、学校や地域など様々な方面から、地域による見守り体制の充実や地域と密着した教育を進めることへの支障、児童生徒数の片寄りなど学校運営に影響が出ているとの声があがっております。

しかし、小・中学校でそれぞれ状況が異なる ことから一体で考えるのではなく、個々での検 討ち必要かと考えます。